

安城市私立高等学校等授業料補助金交付申請書

年 月 日

安 城 市 長

次のとおり、安城市私立高等学校等授業料補助金の交付の申請をします。
私立高等学校等授業料補助金交付事業対象者の確認審査のため、私及び生計を同じくする者の住民基本台帳及び市税に関する賦課徴収資料の閲覧を承諾します。
補助金の算定に当たっては、授業料の額、国の就学支援金額及び愛知県の補助金額について、学校等に市が照会することを承諾します。
なお、確認ができなかった場合には、関係書類の提出を行います。

申 請 者 (保護者)	フリガナ							
	氏 名	(※)						
		(※) 本人が手書きしない場合は、記名押印してください。						
	住 所	〒 ー						
		安城市 町						
	生 年 月 日	年 月 日 (歳)						
	電 話 番 号	※日中、連絡がとれる電話番号を記入してください。 () ー						
令和7年1月1日現在の住所は、どこですか。 ☐ 安城市 ☐ 市 外 ⇨ 年 月 日 市・町・村から転入 ※添付書類 世帯員の令和7年度市町村民税の課税証明書(写)等								
生 徒	フリガナ							
	氏 名							
	生 年 月 日	年 月 日 (歳)						
	保護者との続柄							
	学 校 名 等	高等学校 専修学校高等課程 中等教育学校後期課程						
		普通科・() 科 学年 組						
住 所	※生徒の住所が申請者の住所と異なる場合のみ記入してください。							
振込口座 (申請者名義)	金融機関名	銀行・信用金庫 本店 農協・信用組合 支店 金庫 出張所						
	預 金 種 別	1 普通 2 当座						
	口 座 番 号							
	フリガナ							
	口 座 名 義 人 (申 請 者)							

市所得割額合計(総務課使用欄)

補助額(総務課使用欄)

裏面に振込口座の通帳コピーを貼付

- (注意事項) 1 黒のボールペンで太枠内に10月1日現在の内容を記入してください。
2 該当する項目には○印又はレ印を付けてください。

預金通帳等のコピー 貼り付け欄

※保護者（申請者と同じ方）の預金通帳等のコピーを貼り付けてください。

※通帳がない場合は、振込口座情報がわかる画面かカードのコピー等を貼り付けてください。

安城市私立高等学校等授業料補助金交付申請書

記入例

令和7年10月00日

- 消えるボールペンは使用しないでください。
○内容に不備があった場合は、補助金を交付できないことがあります。記入誤りのないように注意してください。

10月1日以降の日付を記入してください。

付の申請を
査のため、
の閲覧を承諾します。
援金額及び愛知県の補助金額

について、学校等に市が照会することを承諾します。

なお、確認ができなかった場合には、関係書類の提出を行います。

申請者 (保護者)	フリガナ	アンジョウ タロウ	
	氏名	安城 太郎	
	住所	〒446 - 0045 安城市 横山 町 下毛賀知13番地1	
	生年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日 (〇〇歳)	
	電話番号	※日中、連絡がとれる電話番号をご記入ください。 (090) 〇〇〇〇-〇〇〇〇	
	令和7年1月1日現在の住所は、どこですか。		1月1日現在の住所が安城市ではない方は、市税に関する賦課徴収資料が安城市では確認できないため、課税証明書等の提出が必要です。
☐ 安城市		令和7年2月1日 〇〇〇 市・町・村	
☒ 市外		※添付書類 世帯員の令和7年度市町村民税の課税証明書(写)等	
生徒	フリガナ	アンジョウ イチロウ	
	氏名	安城 一郎	
	生年月日	平成××年××月××日	
	保護者との続柄	父 子	
	学校名等	高等学校 安城市教育 専修学校高等課程 中等教育学校後期課程 普通科・()科 3 学年 B 組	
	住所	※生徒の住所が申請者の住所と異なる場合のみ記入してください。	
振込口座 (申請者名義)	融機関名	〇〇 銀行 信用金庫 本店 農協・信用組合 安城 支店 金庫 出張所	
	預金種別	1 普通 2 当座	
	口座番号	1 2 3 4 5 6 7	
	フリガナ	アンジョウ タロウ	
口座名義人 (申請者)	安城 太郎		

振込みは2月末頃を予定しています。振込口座の解約等されませんようお願いいたします。

申請者(保護者)名義の口座。
・ゆうちょ銀行の場合、支店名が漢数字3文字になります。
・口座番号は右づめで記入してください。
※預金通帳のコピーを裏面に貼付してください。

裏面に振込口座の通帳コピーを貼付

必ず申請者(保護者)本人の名義としてください。

- (注意事項) 1 黒のボールペンで太枠内に10月1日現在の内容を記入してください。
2 該当する項目には○印又はレ印を付けてください。

よくある質問

安城市私立高等学校等授業料補助金に関する質問と回答です。

申請時期・申請先について

Q.いつ申請すればよいですか？

A.令和7年度分の申請受付期間は、教育センターまで持参される場合は10月1日(水曜日)から10月31日(金曜日)までです。ただし、学校で取りまとめて申請する場合は、提出期限がこれより早まりますので、在籍する学校に確認してください。

Q.郵送でも申請できますか？

A.はい。郵送でも受付しています。安城市教育委員会3階総務課(〒446-0045安城市横山町下毛賀知13番地1)宛に申請書類一式を送付してください。10月1日(水曜日)から10月31日(金曜日)の期間「必着」でお願いします。

Q.市役所や支所でも申請できますか？

A.いいえ。教育センターのみです。

Q.申請書の様式はどこでもらえますか？

A.9月下旬頃から教育センター3階総務課で配布します。安城市ウェブサイトの私立高等学校授業料補助金のページからもダウンロードできますので印刷してご利用ください。また、学校でとりまとめて申請する場合は、申請書類は学校から配布されますので、在籍する学校に確認してください。

補助金額について

Q.今、高校3年生です。1年生の時に申請して補助金が支給されたことがあります。保護者の年収が同じくらいなら、今年も申請すれば同じ金額が支給されますか？

A.前年度と収入があまり変わらなくても支給額が変わる可能性があります。詳しくは所得基準区分表(※)をご覧ください。

Q.補助金はいつごろ振り込まれますか？

A.振込は2月下旬を予定しています。申請者には、2月中旬ごろに支給決定通知または不支給通知を送付予定です。

申請対象の確認について

Q.保護者は安城市在住ですが、子どもは安城市外の学生寮に住んでいます。補助金の申請はできますか？

A.はい。保護者が安城市在住であれば、生徒が市外在住であっても補助対象です。

Q.母親は安城市在住ですが、父親が3年前から単身赴任で安城市外に住んでいます。補助金の申請はできますか？

A.はい。保護者のうち一人が安城市在住であれば、補助対象になります。ご質問の場合は安城市在住のお母様を申請者としてご申請ください。また、市外在住のお父様の所得証明書を添付してください。

Q.両親に加えて、祖父母と一緒に暮らしています。祖父母にも収入がありますが、支給額に影響がありますか？

A.いいえ。支給額は「保護者」の所得で判断することになっており、「保護者」とは原則として生徒の親権者を指します。親権者である両親がいらっしゃる場合、祖父母に収入があったとしても、祖父母の所得は判定に係る世帯所得には算入されません。

Q.国の就学支援金や、県の補助金の「甲」「乙」の区分に入っているのかどうか自分で分かりません。安城市の補助金は申請できますか？

A.国と県の補助については、在籍する学校から申請されています。判定結果は基本的には学校を通じてご本人に通知されているものと思われますが、もし申請段階でご存じなかったとしても安城市の補助金申請自体は可能です。ただし、安城市から申請者の判定結果を学校に照会し、区分外と回答があった場合には、安城市の補助金が支給されないことになります。

Q.愛知県外の学校に在籍しています。安城市の補助金額についての説明を読んだところ、愛知県私立高等学校等授業料軽減補助金の区分が「甲」か「乙」判定の場合は年額3万円とのことでしたが、県外の学校なので愛知県の補助金は受け取っていません。この場合、どのように安城市の補助金額を決めるのですか？補助対象外ですか？

A.県外の学校に在籍していても、保護者が安城市に住んでいれば補助対象です。補助金額は、保護者の所得を愛知県の所得基準区分表(※)と照らし合わせて判定します。

Q.対象者の項目にある「私立中等教育学校の後期課程」とは中学校のことですか？

A.いいえ。私立中等教育学校(愛知県内は海陽中等教育学校1校のみ)の後期課程は、高等学校相当を指します。

※所得基準区分(参考)				
区分	課税標準額×0.06-市町村民税の調整控除額	愛知県私立高等学校授業料軽減補助金	国の就学支援金	安城市の補助金
甲	0円～212,699円 (標準世帯年収720万円未満程度)	あり	あり	あり(3万円)
乙	212,700円～270,299円 (標準世帯年収840万円未満程度)			
その他	270,300円～304,199円 (標準世帯年収910万円未満程度)	なし	なし	あり(1万2千円)
(区分外)	上記以外の世帯 (標準世帯年収910万円以上)			なし
【補足】				
1. 上図の「標準世帯年収」は、両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安です。				
2. 保護者(父及び母)ともに所得がある場合は、2人分の課税標準額×0.06-市町村民税の調整控除額を合算した額となります。				
3. 国の就学支援金及び愛知県授業料軽減補助金に関する詳しい内容については、愛知県ホームページ(外部リンク)をご覧ください。生徒の在籍する学校へ直接お問い合わせください。				

■お問い合わせ
安城市教育委員会総務課庶務係
電話番号:0566-71-2253